

## 保有個人データの安全管理措置の主な内容

### 1 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の体制整備および実施措置をいう。

### 2 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結および役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

### 3 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理、個人データの盗難の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人データの削除および機器、電子媒体の廃棄等の措置をいう。

### 4 技術的安全管理措置

個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

個人データにかかる技術的安全管理措置については、別に定める「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ基本規程」の定めるところによる。

### 5 外的環境の把握

外国において個人データを取り扱う場合、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じられるよう、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握するものとする。